

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

### ■子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市の事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなります。

### ■確認制度における運営基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準を満たすこと、②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められます。（子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項）

### ■特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定について

運営基準の制定に当たっては、国が内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。（子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項）

基準の種類	基準の内容	異なる基準を定めることの許容の程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない。	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない。	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

### ■特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定に係る魚沼市の基本的な考え方

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を魚沼市の基準とするものとします。